

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」とい
う。）第五十一条の規定による平成二十六年年度狩猟免許更新に係る適性試験（以下「更新」
という。）を次のとおり実施する。

平成二十六年八月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 実施する免許種別

法第三十九条第二項に定める網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免
許の四種

二 試験等の日時、免許種別、定員及び場所

月 日	曜日	開始時刻	免許種別	定員	場 所
九月二日	金	午後一時	網 猟 わ な 猟 第一種銃猟 第二種銃猟	五〇名	広島市中区基町一〇―五二 広島県庁
〃	〃	午後一時	〃	三〇名	福山市三吉町一丁目一― 広島県福山庁舎
〃	〃	午後一時	〃	二五名	庄原市東本町一丁目四― 広島県庄原庁舎

三 試験等の内容

適性検査（視力〔矯正視力を含む。〕・聴力〔補聴器によつて矯正された聴力を含む。〕

）・運動能力）及び講習を行う。

四 受験等の資格

広島県内に住所を有する者で、平成二十三年度に狩猟免許を取得又は更新した者。た
だし、試験日に次のいずれかに該当する者は除く。

1 統合失調症者、そう鬱病者（そう病及び鬱病を含む。）、てんかん病者（発作が再発
するおそれのない者、発作が再発しても意識障害がもたらされない者及び発作が睡眠中
に限り再発する者を除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて
行動する能力を失わせ、若しくは著しく低下させる症状を呈する病気の者

2 麻薬、大麻、アヘン又は覚醒剤の中毒者

3 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その
刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから、三年を経過していない者
4 狩猟免許の取消しを受けた後三年を経過していない者（当該取消しに係る狩猟免許の
種類に限る。）

五 申請手続

1 申請書用紙等の請求先

広島県環境県民局自然環境課（〒七三〇―八五一― 広島市中区基町一〇番五二号）

又は最寄りの広島県農林水産事務所に請求すること。郵便で請求するときは、封筒の表

に「申請用紙請求」と朱書し、八十二円切手を貼った宛先・郵便番号明記の返信用定形封筒を必ず同封すること。

2 提出書類

- (一) 狩猟免許更新申請書（受けようとする種別ごとに一枚ずつ提出すること。）
- (二) 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている場合は、その許可証の写し。
- (三) 前記四1及び2に該当しない旨の医師の診断書。ただし、前記(二)の許可証の写しを提出している場合は、提出しなくてよい。
- (四) 受験・受講票（申請前六か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルの写真を貼り、所定の事項を記入したもの）
- (五) 八十二円切手を貼った、宛先・郵便番号明記の返信用定形封筒一通（受験・受講票の返信用）

3 申請書の提出先

希望の更新場所を管轄する農林水産事務所
郵送する場合は、封筒の裏に「申請書在中」と朱書すること。

4 申請書の受付期限及び受付時間

- (一) 受付期限
九月二日（郵送の場合は、受付期限までの消印があるものに限り受け付ける。）。
ただし、申請者の数が定員に達した後は、受け付けない。
- (二) 受付時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

5 手数料

一件につき二千九百円

6 手数料の納付方法

手数料は、広島県収入証紙を申請書の所定欄に貼って納めること。
広島県収入証紙には消印をしないこと。
なお、納付された手数料は返還しない。

六 結果の通知

合格者には旧免状と引換えに狩猟免状を交付し、不合格者には不合格通知書を送付する。